第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第５１号
兵庫県宍粟市波賀町小野410番地２
債務者　小柴　盛利
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成３０年（フ）第３号
兵庫県南あわじ市倭文庄田285番地７　しづおり第２団地203号
債務者　大本　美樹
１　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
山口県下関市彦島江の浦町６丁目７番12号、住民票上の住所山口県下関市伊倉本町14番16号
債務者　黒澤多真美
１　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１号
山口県下関市彦島江の浦町６丁目11番９号、前住所埼玉県さいたま市見沼区春野２丁目４番４－206号
債務者　藤田　静雄
１　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
茨城県潮来市日の出１丁目４番地１　市営住宅第３－33
債務者　錦織　三男
１　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１２２７号
千葉県船橋市咲が丘４－21－33　光和コーポ205号室、住民票上の住所さいたま市岩槻区東岩槻６丁目３番地３　アミークス102
債務者　藁谷　良二
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２５号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目34番16棟301号
債務者　田村　祐美
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４５８号
千葉県市川市曽谷２丁目24番15号
債務者　早矢仕貴子
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６５号
千葉県市川市東大和田１丁目12番３号　（パインウェーブプレイスＣ棟102号）
債務者　三田上　浩
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４６８号
千葉市中央区葛城２丁目８番17号　コーポ村上201号
債務者　笈田　重幸
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７４号
千葉市若葉区西都賀１丁目16番９号　グラン・コート都賀502号
債務者　宮園　一幸
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７５号
千葉市若葉区西都賀１丁目16番９号　グラン・コート都賀502号
債務者　宮園　若菜（旧姓磯﨑）
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５１５号
千葉県船橋市本町１丁目29番７号　マリンハイツＡＲＡＩＩ－101号
債務者　鈴木　健太
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５２号
千葉市若葉区西都賀１丁目15番６－302号
債務者　大阿久登美
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５５９号
千葉市若葉区みつわ台２丁目１番10号　グリーンガーデンみつわ台202号
債務者　新井　利広
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９６号
千葉市中央区末広４丁目18番18号　㈱日東
債務者　本　　政信
１　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係